

島根県報

第一、四二四号

(金曜日)

告 示

告 示
目 次

結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬事衛生課)	一
結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	(農業振興課)	二
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一 部改正	(農村整備課)	四
換地処分	(森林整備課)	四
土地改良事業計画書の縦覧	(森林整備課)	四
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(森林整備課)	五
保安林予定森林	(森林整備課)	六
解除予定保安林(五件)	(森林整備課)	七
島根県産業技術センター受託研究取扱要綱の一部改正	(企業振興課)	八
島根県産業技術センター共同研究実施要綱の一部改正	(道路整備課)	八
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(都市計画課)	九
特定調達公告	(教育施設課)	九
島根県立松江商業高等学校総合実践システム一式の調 達に係る一般競争入札の実施		

島根県告示第千一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第一条の六第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
永生クリニック	仁多郡横田町大字横田一〇六三一一	平成十四年七月一日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七八七八八	平成十四年七月一日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
永戸薬局本店	浜田市内村町七七一一一	平成十四年七月一日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
益田市横田町二三四四	益田市横田町二三四四	平成十四年七月一日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
長見クリニック	大原郡木次町里方六三三一一	平成十四年八月一日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
とまと薬局殿町店	浜田市殿町七一七	平成十四年九月一日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
あけぼの薬局	益田市あけぼの町一五一一八	平成十四年九月一日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
さいとう歯科	松江市秋鹿町三二〇一一一三	平成十四年九月六日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ハーブ薬局	八束郡八雲村東岩坂四二四一	平成十四年十月一日

雲南なごみクリニック	大原郡木次町大字里方一〇九 三一四七	平成十四年十月一日
あんず薬局	出雲市西神西町字西代五一 八一六	平成十四年十月一日
たかつ薬局	益田市高津一丁目四二一一六	平成十四年十月一日
岡見診療所	那賀郡三隅町大字岡見七六〇	平成十四年十月七日
つくし薬局	出雲市里方町八六四一一	平成十四年十月二十四日

島根県告示第十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県知事 澄 田 信 義

重本外科医院	大田市大田町大田イ七一一一	平成十四年七月五日
松江サティ薬局	松江市東朝日町一五一松江サ ティ内	平成十四年七月十四日
長見クリニック	大原郡木次町里方六三三一一	平成十四年七月三十一日
大野医院	出雲市今市町一二六八一六	平成十四年八月十一日
佐藤歯科医院	邑智郡桜江町大字川戸一〇 五一五	平成十四年九月二十八日
雲南クリニック	大原郡木次町大字里方一〇九 三一四七	平成十四年九月三十日

島根県告示第十三号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成三年島根県告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

島根県告示第十二号	大原郡木次町大字里方一〇九 三一四七	平成十四年十月一日
あんず薬局	出雲市西神西町字西代五一 八一六	平成十四年十月一日
たかつ薬局	益田市高津一丁目四二一一六	平成十四年十月一日
岡見診療所	那賀郡三隅町大字岡見七六〇	平成十四年十月七日
つくし薬局	出雲市里方町八六四一一	平成十四年十月二十四日

別表（第一条関係）

		中山間地域活性化資金の種類		利子補給率	
		融資機関が措置要綱第三の一のア、ウ及びオに掲げる者である場合		融資機関が措置要綱第三の一のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合	
施設整備資金	一　措置要綱第二の二の(一)の加工流通	貸付期間が十二年以内の場合		貸付期間が十四年以内の場合	
		貸付期間が十二年以内の場合	貸付期間が十四年以内の場合	貸付期間が十二年以内の場合	貸付期間が十四年以内の場合
三　措置要綱第二の二の(三)の生活環境施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合
	大企業以外の者に貸し付ける場合	大企業以外の者に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合
	貸付金のうち二億七千円以下の部分	貸付金のうち二億七千円を超える部分	年○・八五パー	年○・七五パー	年○・六五パー
	万円以下の部分	万円を超える部分	セント	セント	セント
	貸付金のうち二億七千円を超える部分	年一・一パーセント	年一・一パーセント	年一・〇パーセント	年一・一五パーセント
	年一・三五パー	年一・六パー	年一・六パー	年一・五パー	年一・五パー
	セント	セント	セント	セント	セント
	年一・二五パー	年一・二五パー	年一・四パー	年一・五パー	年一・五パー
	セント	セント	セント	セント	セント
	年○・九パー	年○・一五パー	年○・五パー	年○・六五パー	年○・五五パー
	セント	セント	セント	セント	セント
	年一・二五パー	年○・四パー	年○・一五パー	年○・三パー	年○・〇五パー
	セント	セント	セント	セント	セント
	年○・四パー	年○・四パー	年○・一五パー	年○・四パー	年○・三パー
	セント	セント	セント	セント	セント

附則

1 この告示は、平成十四年十一月二十九日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年十一月一日から適用する。

2 平成十四年十一月一日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成二年六月七日付け二農経A第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の(三)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県報

島根県告示第千四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十条第三項の規定により、申請人代表者出雲市芦渡町二四〇番地島根県農業試験場長から芦渡山崎地区における換地処分を平成十四年十一月十四日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第千五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
斐川町 (斐川地区農道事業 (田園空間整備事業))	島根県知事 澄田信義	平成十四年十一月十三日

島根県告示第千七号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
出雲市芦渡町二四〇番地 島根県農業試験場長 場長 濱浦敏明他	芦渡山崎地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成十四年十一月十三日

(一) 保安林予定森林の所在場所

隱岐郡西郷町大字加茂字奥河原六四三

(二) 指定の目的

(三) 指定施業要件

土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 保安林予定森林の所在場所
隱岐郡五箇村大字南方字寺田一三三七から一三三九まで、一三三一、一三三三

島根県告示第千六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

島根県報

- (二) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第千八号
次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

出雲市芦渡町字白石二二四一の二から二二四一の六まで、二二九六の三から二二九六の二九まで、字廻田二三七六の五から二三七六の八まで、二三八三の二から二三八三の四まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字角井一八二七の一八から一八二七の一八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

島根県告示第千十号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字角井一八二七の一八から一八二七の一八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

島根県告示第千十一号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

島根県報

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字頓原村二六七〇の三、二六七二の一―から二六七二の一四まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

島根県告示第千十二号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
島根県西郷町大字中村字北平八九七の二
二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム用地とするため

島根県告示第千十三号

島根県産業技術センター受託研究取扱要綱（昭和六十三年島根県告示第四百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

- 第十三条を第十三条とし、第十条を削り、第九条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

島根県知事 澄田信義

（適用除外）

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、この告示の一部を受託研究又は委託者等に対して適用しないことができる。

一 受託研究が国、独立行政法人又は地方公共団体からの委託又は再委託である場合

二 契約の相手方の定めに従って受託研究を行わなければ当該研究の目的を達成することができないと認められる場合

第八条の見出し中「特許権等」を「知的財産権」に改め、同条第一項中「当該受託研究につき発明をしたときは、特許を受ける権利又は特許権（以下「特許権等」という。）」の

を「当該受託研究の結果、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成をしたときは、これらに係る知的財産権は、センターの職員に帰属するものとし、その」に、「の定めるところによる。」を「を準用する。」に改め、同条第二項中「特許権等の実施」を「知的財産権において、特許権及び意匠権に係るものについては実施、商標権に係るものについては使用、回路配置利用権及び種苗法に係るものについては利用」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「速やかに」を「受託研究契約書に定める期日までに」に改め、同条を第九条とする。

第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条中「契約締結の日に」を「受託研究契約書に定める期日までに」に改め、ただし書きを削り、同条を第六条とする。

第三条第一項中「受託研究契約書」を「別に定める受託研究契約書を標準として、契約書」に改め、同項第五号を次のように改め、同条を第五条とする。

五 第七条から第十条までに規定する事項

第一条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（受託研究の審査等）

第四条 知事は、前条の受託研究申請書の提出があったときは、当該申請に係る研究が受託研究として適當かどうかを審査し、適當と認めたときは、当該申請者と受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（用語の定義）

第二条 この告示において「知的財産権」とは次に掲げるものをいう。

一 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）に規定する特許権（以下「特許権」とい

う。）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）に規定する意

匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）に規定

する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律

（昭和六十年法律第四十三号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」

といふ。）及び種苗法（平成十年法律第八十三号）に規定する育成者権（以下「育成

者権」という。）並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける

権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける

権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第三条第一項に規定する回路配置利用

権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第九条第一項に規定する品種登録を受ける権

利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

附 則

1 この告示は平成十四年十二月一日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県産業技術センター受託研究取扱要綱の規定は平成十四年十二月一日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

島根県告示第千四十四号

島根県産業技術センター共同研究実施要綱（昭和六十三年島根県告示第四百七十号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

第十二条 知事が共同研究の実施に必要があると認めたときは、共同研究者の派遣する職（派遣者の受け入れ）

員は、センターにおいて共同研究に従事することができる。

第十三条

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、この告示の一部を共同研究又は共同研究者等に対しても適用しないことができる。

一 共同研究が国、独立行政法人又は地方公共団体との共同研究である場合

二 契約の相手方の定めに従つて共同研究を行わなければ当該研究の目的を達成することができないと認められる場合

第十条を削り、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条中「前条」を「第七条」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（知的財産権の放棄）

第八条 知事及び共同研究者は、当該共同研究において得られた共有の知的財産権を放棄しようとする場合には、放棄する前にその旨を相互に相手方に報告する。

第六条の見出しを「（知的財産権又は共有の知的財産権の優先実施等）」に改め、同条第一項中「発明」を「発明等」に、「特許を受ける権利、当該権利に基づき取得した特許権又は県に承継された特許権（以下「特許権等」という。）」を「知的財産権」に、「実施」を「実施等」に改め、同条第二項中「発明」を「発明等」に、「共同して特許を受ける権利、当該権利に基づき取得した共有の特許権又は県に承継された共有の特許権（以下「共有の特許権等」という。）」を「共有の知的財産権（以下「共有の知的財産権」という。）」に、「実施」を「実施等」に改め、同条第三項中「特許権等」を「知的財産権」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出しを「（知的財産権の取扱い）」に改め、同条第一項中「発明」を「発明等」に、「特許出願」を「その発明等に係る知的財産権の出願又は申請（以下「知的財産権の出願等」という。）」に改め、同条第二項中「発明」を「発明等」に、「特許出願」を「知的財産権の出願等」に改め、同条第三項中「発明」を「発明等」に、「うえ」を「上」に、「特許出願する」を「知的財産権の出願等を行う」に改め、同条第四項中「特許出願」を「知的財産権の出願等」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「共同研究契約書」を「別に定める共同研究契約書を標準として、契約書」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(用語の定義)

第二条 この告示において、「知的財産権」とは次に掲げるものをいう。

一 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）及び種苗法（平成十年法律第八十三号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第三条第一項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第九条第一項に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

2 この告示において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権及び回路配置利用権の対象とな

るものについては創作、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成をいう。

3 この告示において「実施等」とは、特許権及び意匠権に係るものについては実施、商標権に係るものについては使用、回路配置利用権及び種苗法に係るものについては利用をいう。

附 則

1 この告示は平成十二年十二月一日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県産業技術センター共同研究実施要綱の規定は平成十四年十二月一日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

島根県告示第千十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	区間	上り線又は下り線の別	指定年月日
県道	出雲大社線	出雲市渡橋町一一七〇番一地先から同町一一七六番一地先まで	上り線	平成十四年十一月二十九日
		出雲市渡橋町一一六九番一地先から同町一一六三番一地先まで	下り線	〃

平成十四年十一月二十九日

公 告

平成十四年度島根県家畜人工授精師養成講習会（家畜体内受精卵移植に関する講習会）

修業試験の合格者は、次のとおりである。

伊藤 学 藤原 貴子 安田 芳美 福島 育 上田 真琴
佐々木祥二 河野 一彦 渡部 壽丈

島根県報	
〔十六条第三項の規定による特例〕	
平成十四年十一月一十九日	
島根県知事 澄田 勉 義	
〔一〕 開発区域	
安来市赤江町三丁目三番地一、外一、筆 面積 六六一・四〇平方メートル 開発許可を取った者の住所及び氏名 安来市新十神町一六四番地 山代茂子	
〔二〕 開発区域	
安来市大塚町六〇七番地一 面積 七七八・九六平方メートル 開発許可を取った者の住所及び氏名 安来市大塚町一、一〇八番地一 吉土井亮	
〔三〕 開発区域	
大社町大字杵築西字三尺一、六八七番地一、外一、筆 面積 六一・一〇一・七六平方メートル 開発許可を取った者の住所及び氏名 大社町大字杵築西一、二九五番地 大社町長 田中和彦	
特例調達公則	
〔一〕 調達内容	
(1) 購入等件名及び数量 島根県立松江商業高等学校総合実践システム一式	
(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。	
(3) 納入期限 平成15年3月20日（木）	
(4) 納入場所 島根県松江市浜乃木8-1-1 島根県立松江商業高等学校	
(5) 入札方法 予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。 なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。	
〔二〕 入札参加者の資格	
(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。 (3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。	
(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。	
〔三〕 成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第6条の規定により公告する。 平成14年11月29日 島根県教育委員会教育長 広沢 卓嗣	

- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。
- (7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-5416）

4 入札説明書の交付場所及び交付方法

- (1) 平成14年11月29日から平成14年12月5日までの間、上記(1)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。

5 入札説明会の日時及び場所

日時：平成14年12月5日（木）午後13時30分から

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

6 入札書の受領期限等

日時：平成15年1月10日（金）午後13時30分

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

7 入札の無効

- (4) 入札書に要求される事項
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

8 入札の再開

再度入札は、2回まで行うものとする。

9 入札書作成の要否

要する。

10 その他詳細

入札説明書による。

Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required

① Details : A complete set of computer system

② Desired Date of Delivery : March 20 2003

③ Place of Delivery : Shimane Prefectural Matsuesyoughyou High School 8-1-1 Hamanogi, Matsue-Shi, Shimane ken

(2) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

(11) 平成14年11月29日

島根県報

第 1,424 号

1 Tonomachi, Matsue shi, Shimane ken, 690-8502 Tel 0852 22 5416
(3) Deadline for Tender :
1:30 PM 10 January 2003
(Applications by mail must be arrived at the office above by 12:00 PM 10
January 2003)

平成14年11月29日

島根県報

第1,424号 (12)

平成十四年十一月二十九日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行